

正誤表

二宮周平著『家族法 第3版』第1刷におきまして下記の修正箇所がございました。お詫びして訂正いたします。

1 加筆・修正

頁	場所	加筆	
22	4行目	認諾離婚を加筆(関連して74頁最後の行)	
42	下から5行目	重婚の取り扱いに関して修正	
50	2行目	夫婦の氏の選択件数を修正	
頁	場所	誤	正
307	10-11行目	不在者の財産管理人と同じ権利義務を負い(民953),	不在者の財産管理人に関する規定が準用される(民953)。
318	11行目	29頁)。	29頁。ただし、事案は被相続人所有家屋)。
435	8行目	(乙とBの持分の割合は、2,000万円:2,500万円=4:5となる)。	(乙の持分の割合は、2,000万円 / 2,500万円 = 4 / 5となる)。

2 条文・判例年月日の訂正

頁	場所	誤	正
43	下から6行目	民841	民840
47	11行目	民747	民744
131	9行目	民877~890	民877
145	3行目	最判17・3・21	最判17・4・21
151	8行目	健康保険法1	健康保険法3
162	下から2行目	人訴12	人訴12
168	9行目	国籍2	国籍2
170	21,22行目	人訴12 , 人訴12	人訴12 , 人訴12
196	5行目	民806ただし書	民806 ただし書,
196	16行目	民808	民808
222	14行目	出頭を命じ,	出頭を命じ(同8の2),
222	15行目	再度出頭を命じ,	再度出頭を命じ(同9の2),
222	16行目	捜索することができる(同8の2)	捜索することができる(同9の3)
228	下から2行目	民854	民855
230	表「条文」の列 下から5行目	民791	民791 民791
234	下から5行目	知的障害者福祉法27の3	知的障害者福祉法28
258	下から4行目	民808,816	民808 ,816
286	13行目	(同)。	(同 )。
363	下から2行目	・3・24判時	・3・24民集63巻3号427頁,判時
372	下から10行目	民法908条	民法909条
418	上から5行目	・3・24判時	・3・24民集63巻3号427頁,判時
418	下から12行目	民1013	民1012
419	下から10行目	民1012	民1012
431	15行目	・3・24判時	・3・24民集63巻3号427頁,判時
436	下から16行目	民906	民908
444	下から4行目	判時1755号181頁	判時1724号36頁
447	8行目	民429	民492

3 法律用語の誤字・脱字の訂正

頁	場所	誤	正
77	15 行目	不受理届	不受理申出書
99	5 行目	求償権	求償権
221	5 行目	承諾	承認
222	13 行目	警察の協力	警察の援助
248	下から 3 行目	総理府	総務省
250	17 行目	標準生活費	標準生計費
259	下から 9 行目	縁組復氏者	離縁復氏者
295	下から 2 行目	相続人	被相続人
322	12 行目	債権者の利害	債権者の利益
333	最終行	法定推定家族相続	法定推定家督相続
337	下から 3 行目	(所得権)	(所有権)
372	4 行目	また保全処分	また審判前の保全処分
434	16 行目	減殺請求権	減殺請求者